

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組

北斗市立浜分中学校いじめ対策委員会

## 浜中の掲げる目標

『いじめ見逃しゼロ！』の徹底  
『「いじめを生まない」安心・安全な環境づくり』の推進

本資料は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う【**心理的**】または【**物理的**】な影響を与える行為（【**インターネット**】を通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒が【**心身の苦痛**】を感じているものをいう。



### 具体的ないじめの例

○悪口 ○たたいたり、けったり ○物をかくしたり、いたずらしたり ○仲間はずれや無視 ○インターネット上に嫌なことを書き込んだり、嫌なことをしたりする など

## 本校のいじめ防止基本方針

- ①学校、学級内にいじめを**生まない**、**安心・安全な**雰囲気をつくりま  
す。
- ②生徒一人一人が豊かな**情操と道徳心**を培うことのできる教育活動  
を推進します。
- ③いじめの**積極的な認知に努め**、「いじめ見逃しゼロ」の**徹底**を図  
ります。
- ④いじめ問題について、**保護者・地域**、そして**関係機関**との**連携**を深  
めます。

# 主ないじめ未然防止の取組 【年間計画】

4月	○新入生歓迎会：3Sプロジェクトの紹介 【学級開き】：いじめのない学級について 【学年集会】：いじめのない集団づくりに向けて  携帯電話・スマートフォンに関する講演会
5月	○生徒会主催集会：「 <b>いじめ撲滅宣言</b> 」の紹介 <u>※全クラスに掲示!</u>  第1回いじめ実態調査  教育相談（1回目）
6~8月	○生徒会主催集会： <b>各学級いじめ撲滅への誓い</b> を発表 【学級】「いじめについて」考える：今自分にできること  「 <b>個人 &amp; 学級でのいじめ撲滅への誓い</b> 」廊下へ掲示
9月	【後期の学級組織】とより良い学級に向けての話し合い
10月	第2回いじめ実態調査  教育相談（2回目）
11月	3者面談
12月	○生徒会主催集会：SNS・いじめ防止に向けて
1・2月	第3回いじめ実態調査
3月	【学級】【学年】卒業生へのはなむけメッセージ



不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の浜分中学校のいじめ対策委員会担当は、池田です。

～北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています～

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 <a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
渡島教育局教育相談電話（電話）	0138-47-9177	

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>